金ケ崎町農業委員会議事録

令和元年 11 月 20 日午後 1 時 30 分から令和元年第 11 回金ケ崎町農業委員会を、金ケ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

１．本会議に出席した委員は 11 名で次のとおりである。

第 1 番委員	高　橋　旦　志	第 7 番委員	名　和　和　弘
第 2 番委員	石　　田　　一	第 8 番委員	菊　地　重　治
第 3 番委員	小　嶋　教　三	第 10 番委員	小 野 ま り 子
第 4 番委員	髙　橋　正　則	第 11 番委員	那　須　正　昭
第 5 番委員	松　本　義　文	第 12 番委員	菊　地　成　壽
第 6 番委員	千　田　眞　一		

２．本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長	阿　部　一　之
事務局長補佐	阿　部　勝　利
係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

３．本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請審議について
議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第３号　農地法適用外証明願の審査について
議案第４号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第５号　農地法第３条第１項の規定による許可に係る買受適格証明願の審査について

４．本会議の書記は次のとおりである。

係　　長	及　川　　靖
主　　事	千　田　知　美

議　　長　　只今から令和元年第11回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間　13時30分

議　　長　　只今の出席委員は、11名であります。
　定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議　　長　　日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、議事録署名人には3番小嶋教三委員、4番髙橋正則委員を、書記には事務局を指名いたします。

議　　長　　日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
　―――異議なしの声あり―――――
議　　長　　異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議　　長　　日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
事務局長　　【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
議　　長　　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議　　長　　日程第4、報告第1号　農地法18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議　　長　　日程第5、議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局　　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議　　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
　―――なしの声あり―――
議　　長　　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
　議案第1号　農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
　―――全員挙手―――
　挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しまし

た。

議　　長　日程第6、議案第2号　農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について、6番千田眞一委員より報告願います。

第6番委員　6番　千田です。11月14日午後、南方地区の農地利用最適化推進委員の相沢清幸委員と千葉誠委員、事務局の及川係長と現地調査に行って来ました。
申請人の[redacted]さんが自宅に隣接する自己所有の畑を転用し、農作業場1棟、農機具置場等を新設しようとするものです。農用地の許可基準である立地基準ですが、申請地は[redacted]の北西に約400mの場所で、農業振興地域内の農用地に指定されていましたが、農用地から農業用施設用地への用途変更手続きが済んでおります。一般基準についてですが、事業実施に係る費用については自己資金により準備していることを確認しております。周辺農地への影響については、東側及び西側は田に隣接しておりますが、畦畔や法面の状況から土砂流出等の被害は発生しないものと考えられ、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地調査を終わります。

議　　長　ご苦労様でした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
―――なしの声あり―――

議　　長　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
―――なしの声あり―――

議　　長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号　農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議　　長　日程第7、議案第3号　農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について、7番名和和弘委員より報告願います。

第7番委員　7番　名和です。11月14日午後、北部地区の農地利用最適化推進委員の及川和芳委員と桑島健市委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。
申請地は[redacted]さん所有の畑ですが、現状は建物の敷地、庭となっています。今回の申請に至った経緯ですが、亡き父が昭和44年ごろに作業場を建築し、その後昭和46年ごろに居宅を建て替えた際に宅地及び庭として使用していたとのことです。今回、住宅を売却す

るために調査をしていたところ、許可を受けずに畑を宅地として使用していたことが判明し、農地法適用外証明の手続きがなされました。現地を確認したところ、申請の通り長年に渡り宅地として利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請者から今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きすることを記載した顛末書が提出されています。以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は妥当だと判断しました。以上で現地調査の報告を終わります。

議　　長　ご苦労様でした。つづいて番号2番の案件について、8番菊地重治委員より報告願います。

第8番委員　8番　菊地です。11月14日午前に、三ケ尻地区の農地利用最適化推進委員の小関義則委員と千葉謙次委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきました。

申請地は[redacted]さん所有の田ですが、現状は庭となっています。今回の申請に至った経緯ですが、昭和30年代から40年代半ばまで養豚を営み、豚舎を設置しておりましたが、養豚を辞めた後は豚舎を解体し、草花などを植え自宅の庭として使用していたとのことです。今回、太陽光発電を設置するために調査をしていたところ、許可を受けずに田を自宅の庭として使用していたことが判明し、農地法適用外証明の手続きがなされました。現地を確認したところ、申請の通り長年に渡り庭として利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請者から今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きすることを記載した顛末書が提出されています。以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は妥当だと判断しました。以上で現地調査の報告を終わります。

議　　長　ご苦労様でした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号　農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって、本案は、証明することに決定しました。

議　　長　日程第8、議案第4号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第4番委員　4番　高橋です。所有権移転の番号1番の案件について、3町4反ほどの農地を35,000円で売買するようですが、これは総額ですか。

事務局　金額については、申請時に確認しましたが、総額になるようです。事情としては、所有者の[redacted]さんの旦那さんが昨年お亡くなりになり、その後担い手が地域でなかなか見つからず、親戚の[redacted]さんに無償でお譲りして耕作してもらいたいという話になったようで

すが、無償でいただくのは、ということでその金額になったようです。

議　　長　他、質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第４号　金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議　　長　日程第9、議案第５号　農地法第３条第１項の規定による許可に係る買受適格証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事　務　局　【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議　　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第１番委員　１番　高橋です。番号５番、６番、７番の案件についてですが、六原にきて耕作をするということでしょうか。

事　務　局　はい。申請時に確認したところ、六原にきて耕作するということです。

第３番委員　３番　小嶋です。先の案件に関連しまして、耕作できずに田を辞める人が増えていますが、申請者の年齢は何歳くらいなのでしょうか。

事　務　局　申請人の[redacted]さんは70代前半ですが、実際に農業を行うのは息子さんなどご家族のようです。

第８番委員　８番　菊地です。同じく関連しまして、機械力は十分にあるのでしょうか。

事　務　局　現在の段階では、入札に参加するにあたり適格な相手方かどうかの判断になります。農作業の機械については、経営地面積に対応する機械であることは確認しましたが、今後は規模拡大になるので、対応できる機械を購入することを聞いております。

第１１番委員　11番　那須です。番号３番、４番の案件について、所有者の親戚などへは譲りはしないのでしょうか。

議　　長　お諮りいたします。休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　異議なしと認め休憩に入ります。

（休　憩）

議　　長　休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き、会議を続けます。

事務局説明を求めます。

事　務　局　番号３番、４番の案件については、詳細を申し上げることはできませんが個別の事情があるようですので、それは難しいようです。また、本議案は、法律に基づき賦課金を滞納している土地を土地改良区が公売するにあたり、農業委員会が農地法に基づいて買受適格証明をしてよいかを審議する案件になります。個別事情については、この場で審議するものではないと考えます。

議　　長　他、質疑ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

―――なしの声あり―――

議　　長　　討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第５号　農地法第３条第１項の規定による許可に係る買受適格証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

―――全員挙手―――

議　　長　　挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議　　長　　これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和元年第11回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間　14時20分